

資料 2

**姫路市子ども・子育て支援事業計画中間見直し計画 中間取りまとめ（案）に関する
市民意見（パブリック・コメント）に対する市の考え方について**

(1) 施策の体系について

だれもが安心して子どもを産み育てることができる環境づくり

○多様な保育サービスの提供

番号	提出された市民意見（要旨）	件数	市の考え方
1	一時保育を利用しやすくしてほしい。	1	本市では待機児童問題の解消のため、受け皿の拡大に加え、入所しづらい 0, 1 歳児を主な利用者と見込んだ一時保育事業の充実を図っております。一方で、R3 年度の一時保育利用実績のうち定期的な利用は全体の 49%に留まり、リフレッシュ目的などの私的利用が全体の 24%に上っていることから、より多様な利用状況を想定する必要があることは認識しております。今後も実施施設数の拡充や予約システムの導入など、利用しやすいサービス提供に向けて検討してまいります。

次代を担う子どもたちの人間性豊かな成長を育む環境づくり

○就学前の教育・保育の充実

2	子どもすべてに対応できるよう、保育園等の施設を充実させてほしい。	1	就学前人口は年々減少しており、この傾向は今後も継続することが見込まれています。共働き世帯の増加や保育料無償化の影響等により保育ニーズについては増加してきていましたが、児童数の減少に合わせ教育・保育の需要の総量は減少していくものと考えられます。 姫路市子ども・子育て支援事業計画及び姫路市就学前教育・保育施設の在り方方針に基づき、保育ニーズを踏まえ、なお提供体制の不足する区域に計画的に整備を進めてまいります。
---	----------------------------------	---	---

3	保育士の給料を増額するとともに配置基準を見直し、子どもの数に十分対応できる人数に変更してほしい。	1	<p>本市では、職員の処遇を改善する事業に積極的に取り組む市内の私立施設に対し、その経費の一部を助成することにより、待機児童の解消と質の高い教育・保育の安定的な供給を図っています。</p> <p>また、保育士の配置基準については、国の基準に基づき運用していますが、保育体制強化学業の実施により、園外活動時の見守り等といった保育に係る周辺業務を行う者の配置の支援を行い、保育士の業務負担を軽減することによって、保育の体制の強化を図っています。</p>
4	保育施設への入所を決定する際、兄弟が通っている園への入所の優先度を上げてほしい。	1	<p>教育・保育施設の保育利用希望者（2号認定・3号認定）が施設の受け入れ枠を上回る場合、本市の定める「利用調整基準」に基づき、保護者の就労状況や世帯状況などから保育の必要性の程度を指数化し、指数の高い申込児童から優先的に施設利用を決定しています。</p> <p>本市では、申込児の兄弟姉妹が利用調整の対象月に市内認可保育施設を保育利用することが確認できる場合や当該兄弟姉妹が同時に又は既に申し込んでいる場合、入所の優先度が上がるように定めています。利用調整基準に係る兄弟姉妹への配慮については、他市の状況等も勘案した上、適宜見直しを行います。</p>

○放課後等の居場所づくり

5	放課後児童クラブの利用料を無料にしてほしい。	5	<p>国が示す「クラブ運営費に占める利用者の負担割合は50%」という基準に基づき、クラブの運営費は利用者と市の双方の負担により図られるべきものと考えています。</p>
---	------------------------	---	---

6	3歳以上の保育料無償化が始まり、小学校入学後の放課後児童クラブの利用料が保護者の大きな負担になっているため利用料を引き下げしてほしい。	1	国が示す「クラブ運営費に占める利用者の負担割合は50%」という基準に基づき、クラブの運営費は利用者と市の双方の負担により図られるべきものと考えています。
7	放課後児童クラブの基本の開所時間を18時ではなく19時までにしてほしい。	1	現行では18時以降の放課後児童クラブの利用について、時間延長事業利用許可申請に基づき19時までの利用を実施しています。開所時間の設定については、時間延長事業の利用状況も含めて適切な時間設定を検討していきます。
8	放課後児童クラブの待機児童が多くなかなか利用できないため、施設を増やしてほしい。	1	本市では、姫路市子ども・子育て支援事業計画に基づき、待機児童が発生している小学校区を優先して施設整備を進めていますが、今後も余裕教室の活用や専用施設の整備を行い、小学校内での整備が困難な地域では民間事業者により提供体制の確保を進めたいと考えています。
9	保護者の育児休業中も放課後児童クラブを利用できるようにしてほしい。	2	放課後児童クラブは児童福祉法の定義に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない児童を対象としているため、保護者が育児休業期間中の場合は利用できません。
10	高学年の児童でも放課後児童クラブを利用できるが、入所を諦めている保護者も多くいると思われるため、高学年の枠も含めた施設の充実を更に検討してほしい。	1	本市では、姫路市子ども・子育て支援事業計画に基づき、待機児童が発生している小学校区を優先して施設整備を進めていますが、放課後児童クラブの利用対象者は小学生全学年となっており、提供体制が不十分なクラブもあることから、今後も提供体制の確保に努めていきたいと考えています。
11	放課後児童クラブで、他の学童との交流、遠足、職業体験などいろいろな経験ができるようになると良いと思う。	1	各クラブの運営は、国の放課後児童クラブ運営指針に沿って策定した市の業務マニュアル（放課後児童支援員業務概要）や生活指針に基づき実施しています。いただいたご意見を参考に、今後もクラブ運営の充実を図ります。
12	放課後児童支援員と子ども、保護者との間で安定した人間関係を築けることが望ましい。	1	

13	放課後児童クラブの文具や遊び道具を充実させるための支援をしてほしい。	1	各クラブの運営は、国の放課後児童クラブ運営指針に沿って策定した市の業務マニュアル（放課後児童支援員業務概要）や生活指針に基づき実施しています。いただいたご意見を参考に、今後もクラブ運営の充実を図ります。
14	放課後児童クラブの利用人数に対し職員の人数が少ないため、支援員の数を増やしてほしい。	5	国の「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」に準じて定めた「姫路市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」に基づき運営しています。
15	放課後児童支援員の配置は現在児童40人に対して2人であるが、子どもたちの安全・安心の確保や子どもたちと支援員の信頼関係構築のために配置数の見直しを行ってほしい。	2	
16	放課後児童クラブは1単位40人ではなく30人とするべきである。	2	
17	国は放課後児童クラブを1単位40人としているが、現状では1施設50人以上のクラブが多数ある。もっと施設や部屋数を増設して、せめて40人規模にする必要がある。	1	
18	放課後児童支援員を増員し、常勤・専任化を進めてほしい。	2	クラブでの中心的役割を担う職員が必要と考えており、まずは、週あたり30時間勤務となる1号支援員の増員を図ってまいりたいと考えています。
19	放課後児童支援員として正規職員を雇用してほしい。	1	放課後児童クラブの開所時間は、長期休暇中等の期間を除いて放課後に限られることから、正規職員の配置は考えていませんが、週あたり30時間勤務となる1号支援員の増員を図ってまいりたいと考えています。

20	放課後児童支援員が不足しているため、大幅な処遇改善を行ってほしい。	6	本市では、放課後児童支援員について、令和4年2月以降、国の処遇改善事業を活用した賃上げを実施していますが、今後についても、会計年度任用職員制度の枠組みの中で他都市の状況も参考にしながら職員の処遇改善に取り組んでいきたいと考えています。
21	放課後児童支援員について、より専門的な研修を受けスキルアップした人材の確保が望ましい。	2	放課後児童クラブの支援員は県が実施する放課後児童支援員認定資格研修を修了した者を配置していますが、本市としても、支援を要する児童への対応、感染症対策、児童虐待防止等の支援員研修を充実させ質の向上を図ります。
22	放課後児童クラブの一つの施設に対する児童数が多くゆっくり過ごすことができないため、一人一人のスペースを確保し、余裕のある環境で過ごせるようにしてほしい。	2	国の「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」に準じて定めた「姫路市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」で定める基準に基づいて児童が過ごすスペースを確保していますが、今後も基準に基づいて確保に努めていきます。
23	姫路市が放課後児童クラブの公設公営を守っているのは安定した保育にとって大切なことである。指定管理者制度の導入はしないしてほしい。	2	公設公営の放課後児童クラブについて、現行では市の直営により運営していますが、クラブ利用者のサービス向上等を図るため、指定管理者制度の導入も含めた運営形態のあり方について検討していきます。
24	放課後児童クラブに市のお金をもっと投入してほしい。	1	国が示す「クラブ運営費に占める利用者の負担割合は50%」という基準に基づき、公費負担と利用者負担のバランスを保ちつつ、国補助金等の活用により、クラブ運営の充実に努めます。
25	民間の放課後児童クラブの運営が成り立つよう、家賃補助その他の補助金を増額すべきである。	2	民間事業者への運営費補助は、国が示す補助基準額に基づき交付しています。

(2) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期について

一時預かり事業

26	一時預かり事業のうち、幼稚園等における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）の利用人数が、計画策定時の量の見込みの6～7倍に増加したのはなぜか。	1	<p>計画策定に当たっては、潜在的なニーズも含めた保護者のニーズを把握するため、アンケート調査を実施することとされています。当初計画の量の見込みは、アンケート調査(平成30年度実施)の回答に基づき算出していましたが、アンケートの回答を超える利用実績があったほか、令和元年度に施行された幼児教育・保育の無償化では、一定の要件を満たした場合、預かり保育も無償化の対象となることから、利用増につながった可能性があるものと考えております。</p> <p>※ご意見を踏まえ、見直し計画(案)を一部修正します。</p>
----	--	---	---

(3) 児童関連施設の配置に係る基本的な方向性

27	城西幼稚園跡地を児童館として再利用してほしい。	1	<p>閉園となった幼稚園施設の利活用につきましては、公共利用の有無を教育委員会や市長部局などに庁内照会を行う等の定められた手続きにより検討を行うこととなっております。城西幼稚園につきましても、同様の手続きにより検討を行ってまいります。</p>
----	-------------------------	---	---

(4) その他今回の中間とりまとめ案とは直接関係はないが、意見のあったもの。

(今後の市の施策へのご意見として参考にさせていただきます。)

28	子どもの医療費助成の所得制限緩和・撤廃を早急に検討してほしい。	2	<p>本事業は県市共同事業として実施しているもので、県は所得制限を設け、対象年齢を中学3年生までとしております。全国的に制度拡充の流れがあることは認識しており、これまでも、他都市の状況を注視しつつ、追加費用の試算など調査研究を行ってまいりました。制度の拡充につきましては、財源確保と制度の持続性の観点から、実現可能性について関係部局とも調整のうえ検討してまいります。</p>
----	---------------------------------	---	---

29	保育料無償化の対象とならない3歳未満児に対する保育料の補助をしてほしい。	1	<p>保育料は、認定区分、保護者の所得に応じた市民税額の合計額により決定しており、3歳未満児は、市民税非課税世帯のみが無料になっております。</p> <p>また、多子世帯の場合は、小学校就学前の範囲において、2人以上の児童が同時に保育所、幼稚園、認定こども園等を利用している場合は、最年長の子どもから順に第1子、第2子、第3子とカウントし、第2子は半額、第3子以降は無料となります。</p> <p>今後は、国や他都市の状況を踏まえながら、無償化の対象とならない3歳未満児に対する保育料の補助について検討してまいります。</p>
30	保育料や延長料金のさらなる減額を行ってほしい。	1	<p>保育料は、認定区分、保護者の所得に応じた市民税額の合計額により決定しております。</p> <p>また、多子世帯の場合は、小学校就学前の範囲において、2人以上の児童が同時に保育所、幼稚園、認定こども園等を利用している場合は、最年長の子どもから順に第1子、第2子、第3子とカウントし、第2子は半額、第3子以降は無料となります。</p> <p>今後は、国や他都市の状況を踏まえながら、さらなる保育料の軽減や延長料金の減額に向けて検討してまいります。</p>
31	幼稚園全園に空き枠数が多くあるように思う。相当数の施設・教職員の余剰があり、人件費も膨らんでいると考えられるため、子ども食堂や放課後の居場所などとして空き教室を有効活用してほしい。	1	<p>市立幼稚園では、教職員は入園児数に応じて配置しており、運営中の施設はその用途に応じて利用しているところです。閉園となった幼稚園施設では、放課後児童クラブで利用しているケースもあります。現在、就学前施設の在り方方針を策定し、施設の見直しを行っておりますので、それを踏まえながら、施設の有効利用を進めてまいります。</p>